

## 愛知県立大学学外公開ホームページによる情報公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県立大学が学外向け公開ホームページ（以下「公開ホームページ」という。）により情報公開を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(本要綱の適用範囲)

第2条 本要綱は、公開ホームページを通じて本学から学外に公開するすべての情報について適用する。

(部局の定義)

第3条 この要綱における「部局」とは、公開ホームページを通じて学外に情報を公開する部局をいい、事務部門、外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部、看護学部、情報科学部、大学院の各研究科、入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター、地域連携センター及び地域連携センター守山支部をいう。

(委員会)

第4条 広報委員会（以下「委員会」という。）は、本学の公開ホームページの管理、運用に関し、全学に係わる基本的重要事項の審議及び公式ホームページ（公開ホームページの内、委員会が所管するホームページ）の管理、運用を行うものとする。

(部局責任者)

第5条 各部局には、部局が所管する公開ホームページを管理、運用するため、部局責任者を置くものとする。

(公開できる情報)

第6条 公開ホームページを通じて公開できる情報は、次のとおりとする。

(1) 愛知県立大学に関する情報

(2) 愛知県立大学における教育研究活動に関する情報

(3) 委員会又は公開ホームページを所管する部局責任者が必要と認めた情報

(情報を公開できる者)

第7条 公開ホームページを通じて情報を公開できる者は、次のとおりとする。

(1) 本学の組織及び教職員

(2) 委員会又は公開ホームページを所管する部局責任者が必要と認めた者  
(情報公開の手続き)

第8条 公開ホームページを通じて情報を公開しようとする者は、公開ホームページを所管する委員会又は部局責任者の許可を得なければならない。また、情報を更新しようとするときも、同様な手続きを必要とする。ただし、第6条第2号に基づく情報を発信する場合には、部局の定めるところによるものとする。

(情報公開者の責任)

第9条 公開ホームページに情報を公開する者は、ページ上に連絡先（メールアドレスなど）を記載するなどして責任の所在を明らかにし、公開された内容について責任を負うものとする。

(情報更新の義務)

第10条 公開ホームページを通じて情報を公開した者は、常に情報の更新に努め、情報更新を行った場合には、更新した日付をページ上に明示するものとする。

(情報公開の停止措置)

第11条 委員会又は部局責任者が公開された情報が適切でないと認めたときは、情報公開の停止措置をとることができる。

(禁止事項)

第12条 情報を公開しようとする者は、以下の情報を公開してはならない。

- (1) 公序良俗に反する内容の情報
- (2) 営利を目的とした内容の情報
- (3) 特定の宗教の宣伝、布教等に関する内容の情報
- (4) 政党、政治団体、結社による政治的な宣伝、選挙活動等に関する内容の情報
- (5) 個人、団体、組織等を誹謗、中傷する内容の情報
- (6) 教職員、学生の処分等の個人情報並びに学業成績及び不利益情報
- (7) 著作権又は著作権の侵害に該当する情報

(細則)

第13条 この要綱の施行に関して必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。